

令和4年度第1回文京区文化財保護審議会 要点記録

*日時	令和4年9月28日(水) 午前9時30分～午前11時30分
*場所	対面(教育委員会室)・オンライン(ZOOM)開催
*次第	I 開会 II 教育推進部長挨拶 III 議題 文京区指定文化財の指定について IV 閉会
*出席者	文化財保護審議会委員(谷川章雄、藤井英二郎、内田青蔵、副島弘道、岩淵令治、山崎祐子) 事務局(八木教育推進部長、新名教育総務課長、川口文化財保護係長、内藤文化財保護係主事、町田文化財調査員)
*傍聴者	0人
*資料	資料第1号 文京区指定文化財の指定について(諮問)

I 開会

II 教育推進部長挨拶

III 議題

1 文京区指定文化財の指定について

事務局が資料第1号に基づき、指定説明書(案)の説明を行った。

《会長》それでは何かご質問・ご意見等はございますか。

《委員》今日は諮問のどの部分について審議を進めていきますか。ただいまの説明についてということですか。

《会長》今日は諮問を受けたことにつき、それを了とするかということだと思います。

《委員》わかりました。

今のご説明にもあったように、本尊が作られた時期や作られた経緯は不明ですが、本尊がこのお寺に入ってから、すなわち江戸時代以後の来歴については、本尊の台座の裏に書かれている修理の銘文、あるいは本尊に随侍する善導大師と法然上人の御像の裏に書かれた墨書銘等からある程度のことわかっています。文京区にとっては、造立がここで行われたかどうかは不明ですが、もうすでに3世紀から4世紀の間、区と関わりがあり、その辺りの近世の歴史が知られているということで貴重なものだろうと思います。

また、平安時代の仏像は古いものなので、修理で結構手が入り、造立当初の姿が隠されている場合が多いのですが、この御像も修理はされていますけれども、その修理が大変控え目で上手な修理をしているので、造立当初の姿がはっきりわかっています。そういった綺麗な平安後期の御像があるというのは、東京都内に知られていないのがまだあったということで、大変びっくりしました。

以上のようなことで諮問を受けていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

《会長》わかりました。他にご質問・ご意見等はございますか。

《委員》すでに調査済みだと思いますが、本尊に関連する何か江戸時代の古文書等はこのお寺にあるのでしょうか。

《事務局》その点を住職に伺ったところ、まとまったものはないということでした。基本的には寺社書上などからお寺の歴史を窺うしかないと思います。

《委員》わかりました。調査の際に文献も関係するのかが気になったのでお聞きしました。

《委員》少しだけ補足させていただきます。

本尊については今年度になってから調査しましたが、その際に簡単な報告を区の方にしました。そこでは、現状わかる範囲での西岸寺の歴史として、銘文と寺社書上に載っている事項を紹介しています。次の審議会で事務局からその諮問文の基になった報告書を提示していただければと思います。

《会長》わかりました。他にご質問・ご意見等はございますか。

《委員》今回は現地でこの御像を拝見するということでしょうか。

《事務局》そのとおりです。ただ、御像を安置されている場所から降ろすことは難しいため、安置されている状態のまま見せていただく形になるだろうと思います。

《委員》お寺では御像を正面からしか見ることができないと思います。区の方には御像を360度回して撮影した画像や細かい銘文の画像をお渡ししていますが、それらについて、委員の皆様に見ていただく機会がありますか。

《事務局》今、画面共有ができますので、それでご確認いただきたいと思います。

(事務局が画像を表示)

本尊の台座の裏面に墨書銘があります。年代が書かれた部分は修理の際に削り取られていて詳しく読み取れないのですが、「西岸寺十世巖誉」と書かれており、十世巖誉が住職を務めている年代はわかりますので、そのことからすると安永年間、すなわち18世紀後半には、西岸寺にこの御像があったということになると思います。また、善導大師と法然上人の台座の裏面には「当寺八世最誉」との墨書銘があります。最誉は巖誉の前々代住職です。

画像は以上になります。

《委員》ありがとうございます。この御像は現在、阿弥陀三尊像として祀られており、観音菩薩と勢至菩薩の両脇侍が随侍しています。さらに善導大師と法然上人の御像がありまして、これらはいずれも江戸時代、17世紀から18世紀の作で、塗り直しがされています。

この場合、主名称を阿弥陀如来として、両脇侍と善導大師・法然上人を附指定にすることもあり得ると思いますが、やはり平安時代の作品と江戸時代の作品では制作年代がかなり離れますので、これらを附指定するかどうかは今後、詳細な調査を行ったうえで検討することとして、今回については阿弥陀如来を単独で指定し、附指定はしないと区の方はお考えなのだろうと思います。私もそれが適当だと思いますが、中尊だけを指定するという点について、所有者

のお寺様にはご内諾をいただいているのでしょうか。

《事務局》 ご内諾いただいております。

《会 長》 今回は、附指定はせずにご本尊だけ単独指定するのが適当だと私も思います。他にご質問・ご意見等はございますか。

(なし)

それではこの諮問をお受けして、今後審議を行っていくということでご了解をいただければと思います。今後の流れについて、事務局の方からご説明をお願いいたします。

《事務局》 (今後の審議の流れについて説明)

《会 長》 何かご質問・ご意見等はございますか。

(なし)

それでは、議事はこれで終了といたします。事務局の方で連絡事項等がございましたらお願いいたします。

《事務局》 1点、情報提供させていただきたいことがございます。

来年度の事業として、湯島にある区指定文化財建造物の講安寺から屋根の修理事業が提案されております。具体的には、雨漏り対応と耐震性向上のため、指定の本堂と庫裡の屋根瓦を数年に分けて全面葺き替えするとのことですが、その際に瓦を土瓦ではなくチタン瓦で葺き替えたいという希望がございます。

チタン瓦は軽量のため、建物への荷重が減り、耐震性が向上するとのことですが、新しい素材であるチタン瓦が文化財の修理に使用された事例はまだ少なく、議論が必要な段階です。また、チタン瓦は土瓦に比べても大変高価になっております。今後、所有者において屋根以外についても必要な補修は行っていくということですが、現段階では建物全体の改修や耐震補強工事は考えていないとのことです。チタン瓦の使用が文化財修復にふさわしいのか、チタン瓦への葺き替えで耐震性にどれだけ寄与できるのかなどについて、所有者及び修理を担当する会社に追加で確認や資料の提出を依頼しております。本日この場では資料がなく、情報共有のみとなりますが、いずれにしても文化財の現状変更となりますので、所有者から資料が提出された後、審議会の議題とさせていただきたいと思います。

先生方におかれましても、お心当たりのある修理の事例ですとか、今後の修理の方針・方向性についてご意見を伺いたいと存じますので、今後ともよろしくお願いいたします。

《会 長》 まだ具体的なところまでわかっていないということですので、現状変更についての詳細な審議はその資料が出てきてからかと思いますが、何かご意見はございますか。

《委 員》 今、工事内容について設計者側からお聞きしているところですが、少し懸念するのは、チタン瓦が文化財の修復にほとんど使われたことがない材料だということと、チタン瓦が従来の瓦と比べても3、4倍程度高価なものだということです。新しい材料だから駄目だとはいえませんが、やはりその効果については明確にさせていただきたいということはお伝えしています。

屋根を軽くすることによって建物の耐震性が高まるということは一般によく言われていますが、ただ屋根全体を変えれば耐震性が高まる、ではなく、建物の現状を鑑みた際に耐震性の面で一番ウィークなところはどこなのか、そういった詳細な検討はやはり必要かと思います。したがってこちらとしては、現状の建物について耐震性の面で一番ウィークな部分はどこなのか、従来行われているような修理方法も取り入れつつ行うべきではないか、という点をお伝えしているところです。また、かなり高価な材料を使うということですが、チタンは輸入品ですので、今の状況だとますます高いというものになります。そういうものに対して、区の文化財として補助金を出すというときに、それなりの理由が必要ではないかという点もお伝えしています。

ただやはり、この建物に関しては庫裡部分が現在も日常生活で使われていますし、かなり前からこの庫裡について、日常的な生活に支障を来しているので修理をしたいとの依頼がございましたので、できるだけ、施主側の意向も考慮しながら、かつ文化財として最低限守るべきところを守っていただくような形での交渉をしている状況です。

詳細な資料が出てきましたら、改めて審議会の場で皆様にも議論していただきたいと考えております。

《会 長》ありがとうございました。ただいまのご説明につきましてご質問・ご意見等がございますか。

(なし)

本件については詳細な資料が揃い次第、審議会で取り上げることになると思いますのでよろしく願いいたします。

事務局からはこの1点のみかと思いますが、先生方からは何かございますか。

(なし)

IV 閉会

《会 長》これをもちまして、令和4年度第1回文化財保護審議会を閉会とします。